

令和3年 第4回蔵王町農業委員会総会議事録

第4回蔵王町農業委員会総会は、令和3年4月26日蔵王町役場大会議室に招集された。

出席農業委員は次のとおりである。

1番	村上利雄	2番	山家一彦
3番	勅使瓦幸一	4番	佐藤ゆり
5番	佐藤良彦	6番	玉根可奈
7番	菅井啓二	8番	平間栄
9番	武田明夫		

出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

三沢敏朗	齋藤秀俊	村上智彦
大和憲男	會田照	平間昭男
鈴木好和	山家照雄	川村富士男
我妻義明	佐藤雄一	杉山由美子

欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

山家文一

事務局職員は次のとおりである。

事務局長	村上伸浩
書記	齋藤真澄 山家知之

本日の議事日程は次のとおりである。

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 報告事項1 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第3 報告事項2 非農地証明願について
- 日程第4 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第5 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第6 第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについて
- 日程第7 第4号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについて（参与制限）
- 日程第8 第5号議案 非農地証明について
- 日程第9 第6号議案 農地法第3条第2項第5号の別段の面積について
- 日程第10 第7号議案 「農業委員会の適正な事務実施について」に係る令和2年度の活動の点検・評価（案）及び令和3年度の活動計画（案）について

蔵王町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、委員の過半数が出席したので、会議が成立した旨を述べ、第4回蔵王町農業委員会総会の開会を宣言した。

(午後1時30分)

- 議 長 これより会議を開きます。
- 議 長 只今の出席農業委員は9名、推進委員は12名であります。
山家文一推進委員からは欠席の報告がありました。
定足数に達しておりますから、会議は成立いたしました。
- 議 長 これより、令和3年第4回蔵王町農業委員会総会を開催いたします。
本日の議事日程はお手元に印刷配付のとおりであります。日程に従い議事を進めます。
- 議 長 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。
蔵王町農業委員会会議規則第27条第3項の規定により、議長が2名を指名することにご異議ございませんか。
[異議なしの声あり]
- 議 長 異議なしと認めます。よって、5番佐藤良彦委員、6番玉根可奈の2名を指名いたします。
- 議 長 日程第2 報告事項1 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。事務局に報告をさせます。
- 事務局 長 [事務局長朗読により報告]
- 議 長 報告が終わりましたので、質問を許します。
[なしの声あり]
- 議 長 質問がございませんので、日程第2 報告事項1を終わります。
- 議 長 日程第3 報告事項2 非農地証明願の提出がありましたので、内容について事務局に説明をさせます。
- 事務局 長 [事務局長朗読により説明]
- 議 長 続いて、現地の調査を行う委員の指名を行います。規定により会長が指名をいたします。2番山家一彦委員、4番佐藤ゆり委員の2名を指名いたします。
- 議 長 報告と指名が終わりましたので質問を許します。
[なしの声あり]
- 議 長 質問がございませんので、日程第3 報告事項2を終わります。
- 議 長 日程第4 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明をさせます。
- 事務局 長 [事務局長朗読により説明]
(説明後に) なお、今回の申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われま。農地区分は議案書のと

議 長 おりとなります。また、判断基準等詳細については、別紙調査書のとおり
 です。また、現況等については、4名の委員により現地調査済です。
 議 長 では、現地調査した委員は、調査結果を報告してください。
 [3番委員により現況報告]
 議 長 説明と報告が終わりましたので質問を許します。
 杉山推進委員 参考までに売買価格が分かればお知らせください。
 事務局 はい、お答えいたします。全面積で300,000円でございます。
 議 長 他に質問はございますか。
 [なしの声あり]
 議 長 質問がございませんので採決いたします。日程第4 第1号議案は原案
 どおり承認することに決してご異議ございませんか。
 [異議なしの声あり]
 議 長 異議なしと認めます。よって第1号議案は原案のとおり承認されまし
 た。
 議 長 日程第5 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
 を議題といたします。事務局に説明をさせます。
 事務局 長 [事務局長朗読により説明]
 (説明後に) なお、今回の申請は、農地法第5条第2項各号には該当しな
 いため、許可要件を満たしていると思われま。農地区分は議案書のと
 おりとなります。また、判断基準等、詳細については、別紙調査書のと
 おりとなります。また、現況等については、4名の委員より現地調査済
 です。また、現況等については、4名の委員より現地調査済です。
 議 長 では、現地調査した委員は、結果を報告してください。
 [1番委員により現況報告]
 議 長 説明と報告が終わりましたので質問を許します。
 2番委員 現地調査した委員に質問しますが、申請地の隣接地の現況は何かお知ら
 せ願います。
 1番委員 隣接地については、現況は畑でございます。
 5番委員 確認のため質問いたします。申請地位置図では小村崎字後原となってい
 ますが、申請地は戸ノ内中でよろしいのか確認したい。
 事務局 はい、お答えいたします。申請地位置図では後原に網掛けになっており
 ますが、申請時に登記簿謄本を添付していただいております、申請地は戸ノ内
 中で間違いございません。
 議 長 他に質問はございますか。
 [なしの声あり]
 議 長 質疑がございませんので採決いたします。日程第5 第2号議案は原案
 のとおり承認することに決してご異議ございませんか。

議 長 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、第2号議案は原案どおり承認されました。

議 長 日程第6 第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについてを議題といたします。

事務局長 [事務局長朗読により説明]

事務局長 (説明後に) また、今回の各申請は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

議 長 説明が終わりましたので質問を許します。

3番委員 番号39番について確認ですが、個人的なことになりますが、相続が進んでないのか。

事務局長 はい、お答えいたします。相続権者代表と記載してあるとおり、相続登記が進んでないこともあります。相続人全員の同意が得られなかったという理由でこのような4年間という申請になっております。

議 長 他に質問はございますか。

議 長 [なしの声あり]

議 長 質疑がございませんので採決いたします。日程第6 第3号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。

議 長 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、第3号議案は原案どおり承認されました。

議 長 次の、日程第7 第4号議案は、議事参与の制限がございませす。今回の議案は複数の委員が該当しております。

議 長 始めに、三沢敏朗推進委員の退席を求めます。

議 長 [三沢敏朗推進委員退席]

議 長 日程第7 第4号議案 議案番号24番

事務局長 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについて(参与制限)を議題といたします。

事務局長 事務局に説明をさせます。

事務局長 [事務局長朗読により説明]

事務局長 (説明後に) なお、今回の各申請は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

議 長 説明が終わりましたので質問を許します。

議 長 [なしの声あり]

議 長 質疑がございませんので採決いたします。第4号議案 議案番号24番

は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。

議 長 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、第4号議案 議案番号24番は原案どおり承認されました。

議 長 三沢敏朗推進委員の入場を許可します。

議 長 [三沢敏朗推進委員入場]

議 長 次に、平間昭男推進委員の退席を求めます。

議 長 [平間昭男推進委員退席]

議 長 日程第7 第4号議案 議案番号25番
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについて（参与制限）を議題といたします。
事務局に説明をさせます。

事務局 長 [事務局長朗読により説明]
（説明後に）なお、今回の各申請は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

議 長 説明が終わりましたので質問を許します。

2番委員 第3号議案での質疑と重複しますが、相続権者代表と記載があるが利用権設定するにあたりどのような制限があるか。

事務局 土地の相続登記が未登記の場合、相続権者代表で申請となります。その場合相続権者の同意が必要となってきますが、同意した相続権者の人数によって利用権設定できる年数が変わってきます。5年以上の利用権設定には相続権者全員の同意が必要です。5年を超えない場合でも、相続権の2分の1を超える同意が必要です。

議 長 他に質問はございませんか。

議 長 [なしの声あり]

議 長 質疑がございませんので採決いたします。第4号議案 議案番号25番は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。

議 長 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、第4号議案 議案番号25番は原案どおり承認されました。

議 長 平間昭男推進委員の入場を許可します。

議 長 [平間昭男推進委員入場]

議 長 次に、平間 栄農業委員の退席を求めます。

議 長 [平間 栄農業委員退席]

議 長 日程第7 第4号議案 議案番号44番

議 長 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについて（参与制限）を議題といたします。
 事務局に説明をさせます。
 事務局 長 [事務局長朗読により説明]
 （説明後に）なお、今回の各申請は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われます。詳細は、別紙調査書のとおりです。
 議 長 説明が終わりましたので質問を許します。
 1 番 委 員 期間が1年間であるが何か理由があるのか。
 事務局 はい、お答えいたします。経緯といたしましては将来的には売買をするという約束で利用権設定していたようですが、もう一年間だけ利用権設定すると双方での合意があつてこのように1年間の設定になつたと聞いております。
 議 長 他に質問はございませんか。
 [なしの声あり]
 議 長 質疑がございませんので採決いたします。第4号議案 議案番号44番は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。
 [異議なしの声あり]
 議 長 異議なしと認めます。よつて、第4号議案 議案番号44番は原案どおり承認されました。
 議 長 平間 栄農業委員の入場を許可します。
 [平間 栄農業委員入場]
 議 長 次に、川村富士男推進委員の退席を求めます。
 [川村富士男推進委員退席]
 議 長 日程第7 第4号議案 議案番号45番、1番
 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについて（参与制限）を議題といたします。
 事務局に説明をさせます。
 事務局 長 [事務局長朗読により説明]
 （説明後に）なお、今回の各申請は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われます。詳細は、別紙調査書のとおりです。
 議 長 説明が終わりましたので質問を許します。
 [なしの声あり]
 議 長 質疑がございませんので採決いたします。第4号議案 議案番号45番、1番は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。

[異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、第4号議案 議案番号45番、1番は原案どおり承認されました。

議 長 川村富士男推進委員の入場を許可します。
[川村富士男推進委員入場]

議 長 日程第8 第5号議案 非農地証明についてを議題といたします。事務局に説明をさせます。

事務局 長 [事務局長朗読により説明]

議 長 では、現地調査した委員は、調査結果を報告してください。
[3番委員により現況報告]

議 長 報告が終わりましたので、質問を許します。
[なしの声あり]

議 長 質問がございませんので採決いたします。日程第8 第5号議案は原案どおり承認することにご異議ございませんか。
[異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、第5号議案は原案どおり承認されました。

議 長 日程第9 第6号議案 農地法第3条第2項第5号の別段の面積についてを議題といたします。事務局に説明をさせます。

事務局 長 [事務局長朗読により説明]

議 長 説明が終わりましたので、質問を許します。質問ではなくご意見でも結構ですのでお願いします。

2番委員 私の意見は、移住定住対策として、地域を決めて下限面積を設定すべきであると思われま。

3番委員 仙南2市7町の現状はどのようになっているか。

事務局 丸森町と七ヶ宿町において設定しております。

5番委員 移住定住を促進するため、下限面積を下げていると思われまますが、それが必ずしも定住対策に繋がるとは思われないので、今後も検討課題としてはどうかと思いま。

8番委員 現状のままで別段の面積は定めなくても良いと思いま。

6番委員 空き家に附属した農地は、荒廃化が懸念されるので検討が必要と思われま。しかし、下限面積を下げることで農業経験のない方が大きな農地を取得したとしても、上手く耕作して農地として維持していくことは難しいと思われま。農業経験のない方が農業をはじめるのには、最初は小さな農地を借りてやって行くべきではないかと思われま。

議 長 ご意見ありましたが、他に質問及び意見はございませんか。
[なしの声あり]

議 長 質問がございませんので採決いたします。日程第9 第6号議案は原案
どおり承認することに決してご異議ございませんか。
[異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、第6号議案は原案のとおり承認されまし
た。

議 長 日程第10 第7号議案「農業委員会の適正な事務実施について」に係
る令和2年度の活動の点検・評価(案)及び令和3年度の活動計画(案)
についてを議題といたします。事務局に説明をさせます。

事務局 長 [事務局長朗読により説明]

議 長 説明が終わりましたので質問を許します。
[なしの声あり]

議 長 質疑がございませんので採決いたします。日程第10 第7号議案は原
案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。
[異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、第7号議案は原案どおり公表することと
致します。

議 長 以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。慎重なご審議に
感謝申し上げます。

(午後3時24分)

本日の議事録は書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため
ここに署名する。

令和3年4月26日

議長

武田 明夫

5番

石 藤 良 彦

6番

玉 根 可 奈